

# EUの貿易政策

2024年10月

## 総論

- 共通通商政策は、EU権能条約3条により、EUが**単独**で権限を有しており、貿易に関する法令の制定や貿易協定の交渉・締結は、加盟国と協議しつつ、EU機関が行う。
- EUの貿易政策の基本原則や制定手続きは、同第207条に規定。

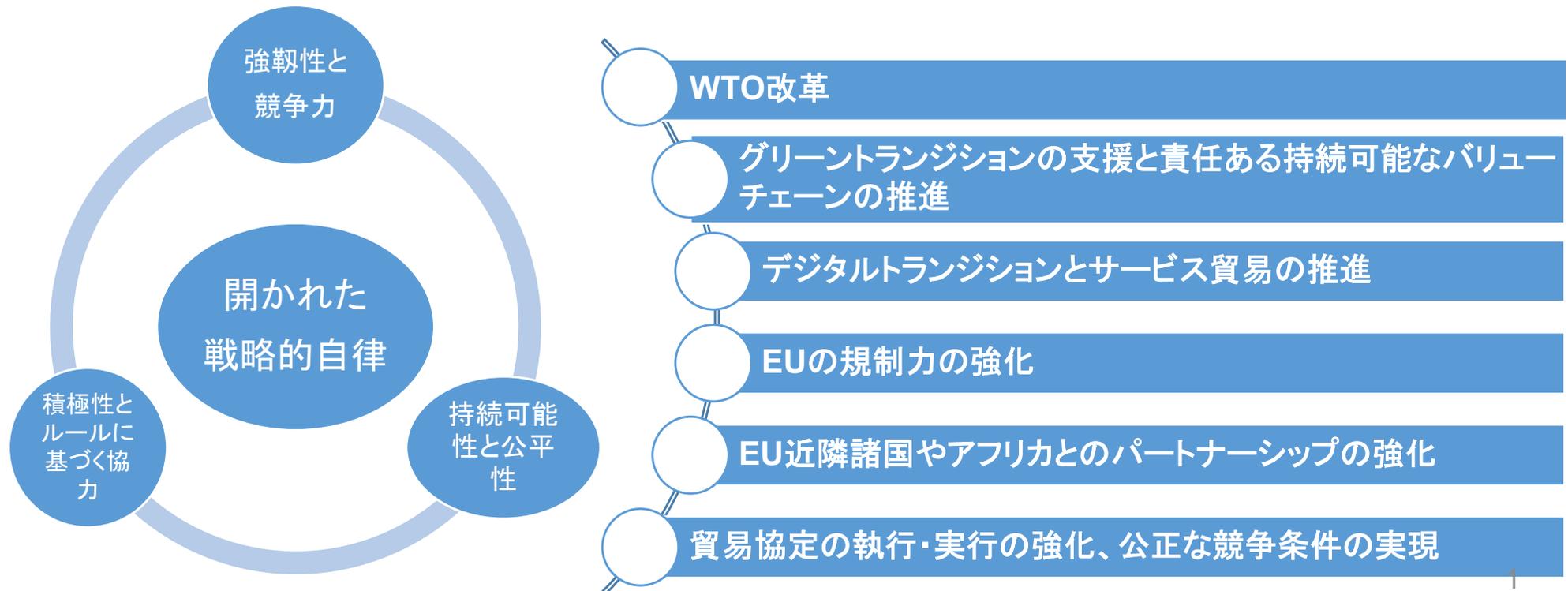


ドムブロウスキス  
上級副委員長  
(貿易担当)

©欧州委員会

## An Open, Sustainable and Assertive EU Trade Strategy (2021年2月公表)

- ◆ 欧州委員会が実施した貿易政策レビューは、EUの貿易政策の中期的目標として、
  - ① グリーン・デジタル・トランジションの目標に沿いつつ、EU経済の復興・転換を支援、
  - ② 持続可能で公平なグローバル化のための国際ルールを形成、
  - ③ EU自身の利益の追求と権利の確保のための能力を強化、を掲げた。
- ◆ 併せて、「**開かれた戦略的自律**」をキーワードに6つの領域について方針を記載。



# 6つの領域における近年の展開

## 1 WTO改革

- 2020年4月、EUをはじめとする一部のWTO加盟国が、WTOの紛争解決（DS）制度における上級委員会の機能停止への暫定的な対応として、**多数国間暫定上訴仲裁アレンジメント（MPIA）**を立ち上げ。2023年3月、日本も参加を決定。

## 2 グリーントランジションと持続可能なバリューチェーン

- 2022年2月、欧州委員会は、**企業持続可能性デューデリジェンス指令（CSDDD）**を提案。24年7月に施行。一定規模以上の企業については、人権及び環境デューデリジェンスの履行が義務づけられた。
- 2022年7月、第三国との貿易協定における**「貿易と持続可能な発展（TSD）」章強化**を通じた気候変動、環境・労働者保護の実施を発表。
- 2022年9月、欧州委員会は、強制労働によって製造された製品のEU域内における上市・流通を禁止する**強制労働産品禁止規則**を提案。24年4月、欧州議会が規則案を採択。今後、EU理事会の承認を経て、官報掲載翌日から施行。施行36か月後に適用開始。
- 2023年5月、EU域外で生産された鉄鋼、アルミ、水素等の輸入に際して、製品単位の炭素排出量に応じた輸入課金を課す制度である**炭素国境調整措置（CBAM）**が施行。26年1月から段階的に課金開始。（輸入課金はEU-ETSに基づいたEU域内対象製品の炭素価格に対応。）
- 2023年6月、パーム油、牛、木材、コーヒー、ココア、ゴム、大豆等の製品は、森林伐採や森林劣化が行われていない土地で生産されたものでなければEU域内で流通・利用可能とすることはできないとする**森林破壊フリー製品に関する規則（EUDR）**が施行。2024年10月、欧州委員会は、適用開始時期を24年12月から1年延期することを提案。

## 3 デジタルトランジションとサービス貿易

- 2024年7月、**データの自由な流通に関する日EU・EPA改正議定書**が発効。
- 2024年7月、欧州委員会は、**シンガポールとのデジタル貿易協定**に合意。
- 欧州委員会は、日本、シンガポール及び韓国との間で**デジタル貿易原則**にそれぞれ合意。

## 6つの領域における近年の展開

### 4 EUの規制力強化

- 規制/基準策定への影響力が重要な競争優位性であることを念頭に、同志国との**規制協力対話**やISO等の**国際標準機関**における活動強化。
- 環大西洋パートナーシップ緊密化の重要性を踏まえ、2021年6月、米国との**貿易・技術評議会（TTC）**を立ち上げ、2024年までに合計6回開催。
- 2023年2月には、インドとの間でもTTCを立ち上げ、同年5月には第1回閣僚会合を開催。

### 5 近隣諸国・アフリカとのパートナーシップ

- 西バルカン諸国や「深化した包括的自由貿易協定（DCFTA）」締結国との貿易・経済関係強化。
- 政治対話や協力の強化、既存の貿易協定の拡充やシナジー向上、持続可能な投資協定の追求等を通じたアフリカ諸国との連携。
- 2024年7月、ケニアとの経済連携協定発効。
- 2024年9月、アンゴラとの持続可能な投資促進協定（Sustainable Investment Facilitation Agreement）発効。

### 6 貿易政策・協定の執行強化、LPFの実現

- 2020年7月、**首席貿易執行官**を設置。同執官を最大限活用し、交渉結果の利益を企業に裨益させ、持続可能な開発を含む協定の効果を損なう障害を排除。
- 2021年2月、**EU執行規則を改正**し、終局的な紛争解決が望めない場合に対抗措置の発動を可能とした。
- 2022年8月、第三国の政府調達市場へのEU企業のアクセスが阻害されている場合に、当該国企業のEU政府調達市場への参加を制限することを可能とする**国際調達規則（IPI）**が施行。
- 2023年7月、第三国政府が企業に提供する金銭的利益によってEU市場における競争が歪曲されている場合に、欧州委員会が取引停止や是正措置を講じることを可能とする**外国補助金規則（FSR）**が施行。
- 2023年12月、第三国からの経済的威圧に対抗する**反威圧措置（ACI）**が施行。
- 2023年10月、**中国製EVに対する反補助金調査**を開始する等、貿易防御措置を積極的に活用。